

議員提出議案等　－　令和7年3月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第1号	三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）	可決	3月17日
発議第2号	三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）	可決	3月17日
発議第3号	三次市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）	可決	3月17日
発議第4号	核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書（案）	可決	3月17日
発議第5号	高額療養費制度の見直しに当たって、慎重な議論が行われることを求める意見書（案）	可決	3月17日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和7年（2025年）3月17日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員	宍戸 稔
〃	藤井 憲一郎
〃	新田 真一
〃	増田 誠宏
〃	中原 秀樹
〃	山田 真一郎
〃	國重 清隆
〃	細美 克浩

三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例（案）を次のとおり提出する。

発議第1号

三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年三次市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬，福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「，第4章」を「，前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発議第 1 号

三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第 2 条 略 2 及び 3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、三次市情報公開条例（平成 18 年三次市条例第 7 号。第 20 条において「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。第 12 条第 5 項において「番号利用法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 （利用及び提供の制限） 第 12 条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで_____の規定は適用しないもの</p>	<p>(定義) 第 2 条 略 2 及び 3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、三次市情報公開条例（平成 18 年三次市条例第 7 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 （利用及び提供の制限） 第 12 条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないもの</p>

とし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略	略	略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個

とし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略	略	略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個

<p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>
<p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(訂正請求権)</p>	<p>(訂正請求権)</p>
<p>第31条 略</p>	<p>第31条 略</p>
<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(訂正請求の手続)</p>	<p>(訂正請求の手続)</p>
<p>第32条 略</p>	<p>第32条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>(利用停止請求権)</p>	<p>(利用停止請求権)</p>
<p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報があるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」と</p>	<p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報があるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」と</p>

請求等をしようとする者の利便を
考慮した適切な措置を講ずるもの
とする。

請求等をしようとする者の利便を
考慮した適切な措置を講ずるもの
とする。

令和7年（2025年）3月17日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員	宍戸 稔
〃	藤井 憲一郎
〃	新田 真一
〃	増田 誠宏
〃	中原 秀樹
〃	山田 真一郎
〃	國重 清隆
〃	細美 克浩

三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記規則（案）を次のとおり提出する。

発議第 2 号

三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

三次市議会会議規則（平成 24 年三次市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「，参考人」を「及び参考人」に，「第 9 2 条」を「第 9 2 条の 2」に，「第 1 6 2 条」を「第 1 6 1 条の 2－第 1 6 2 条」に改める。

第 3 条中「また同様」を「，また同様」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 2 項本文中「認めるときは」の次に「，会議に宣告することにより」を加え，同条中第 3 項を第 4 項とし，第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第 1 4 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 1 5 条中「再び提出」を「，再び提出」に改める。

第 1 7 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない。

第 1 9 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 2 9 条中「，職員の点呼に応じて」を「，議長の指示に従って」に，「，投票を備え付けの投票箱に投入する」を「，投票する」に改める。

第 3 1 条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 1 1 8 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は，議長が定める。

第 4 4 条第 2 項中「，会議」を「，議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「，議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「，すべて」を「，全て」に改める。

第54条第1項中「，すべて」を「，全て」に改め，同条第2項中「発言を」を「，発言を」に改める。

第65条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第68条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め，同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第69条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第72条中「第31条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第74条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第75条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め，同条第2項中「とる」を「採る」に改め，同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章第9節の節名中「，参考人」を「及び参考人」に改める。

第78条第1項中「いう。）は，」の次に「前条の規定により」を加える。

第83条中「記載し，又は記録する」を「記載する」に改める。

第84条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては，電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては，法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第98条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，委員長の許可を得なければならない。

第112条中「，すべて」を「，全て」に改める。

第114条第1項中「すべて簡明」を「全て，簡明」に改める。

第115条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え，同条第2項及び第3項中「，委員でない議員」を「，委員外議員」に改め，同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第116条に次の1項を加える。

2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。この場合において、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第123条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

第124条中「第1章第4節」を「第1章第4節」に改める。

第125条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第128条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第129条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第132条中「第31条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第134条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第135条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第136条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第138条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第138条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第138条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第139条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第140条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第142条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第147条を次のように改める。

(決定の通知)

第147条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第149条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第151条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「、資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「、資料等」に改める。

第152条中「すべて」を「全て」に改める。

第155条中「会議」の次に「並びに委員会」を、「議会」の次に「又は委員会」を加える。

第160条の2中「招集権者は、災害の発生、感染症のまん延防止等」を「前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延に、「構成員が協議等の場」を「構成員が開会場所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第162条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第161条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定におい

て文書その他文字，図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし，当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については，当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして，当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条，第84条，第137条第1項及び第138条第1項の規定による議員に対する通知にあつては，当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が，当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに，当該者に対し，議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第161条の3 この規則の規定（第28条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（提出者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議について前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案について第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

（投票）

第29条 議員は、議長の指示に従っ

によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（提出者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する_____。

2 議員が提出した事件及び動議について前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案について第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

（投票）

第29条 議員は、職員の点呼に応じ

て、順次、投票する

_____。

(開票及び投票の効力)

第31条 略

2及び3 略

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の場所)

第50条 発言は、全て 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て 簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 略

(表決問題の宣告)

第65条 議長は、表決を採ろうとするとき、表決に付する問題を宣告する。

て、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 略

2及び3 略

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、_____, 中間報告をすることができる。

(発言の場所)

第50条 発言は、すべて 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて 簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を 禁止することができる。

3 略

(表決問題の宣告)

第65条 議長は、表決をとろうとするとき、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第68条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第69条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表

(起立による表決)

第68条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第69条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条_____、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表

決を採る。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(会議録の記載事項)

第83条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)~(15) 略

(会議録の配布)

第84条 会議録は、議員及び関係者に配布する

する

(会議録署名議員)

第86条 会議録に署名する議員は

は

は、2人とし、議長が会議において指名する。

(動議の撤回)

第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

決をとる。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

(会議録の記載事項)

第83条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)~(15) 略

(会議録の配布)

第84条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、

電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録署名議員)

第86条 会議録に署名する議員(

会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

は、2人とし、議長が会議において指名する。

(動議の撤回)

第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する

。

(発言の許可)

第112条 委員は、全て 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第114条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員 は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第116条 略

2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。この場合において、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(互選の方法)

(発言の許可)

第112条 委員は、すべて 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第114条 発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員_____

_____に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(委員長の発言)

第116条 略

(互選の方法)

第123条 略

2 略

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならぬ。

4 略

5 略

6 略

(選挙規定の準用)

第124条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第125条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第128条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第129条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

(選挙規定の準用)

第132条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規

第123条 略

2 略

3 略

4 略

5 略

(選挙規定の準用)

第124条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第125条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第128条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第129条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略

(選挙規定の準用)

第132条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項の規

定を準用する。

(簡易表決)

第134条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第135条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第136条 略

2～4 略

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第138条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託する

定を準用する。

(簡易表決)

第134条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第135条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて 否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第136条 略

2～4 略

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第138条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要が

ことができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第139条 略

2及び3 略

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第140条 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 略

(陳情書の処理)

第142条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第147条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第149条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議の妨げになるもの

ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす

。

(紹介議員の委員会出席)

第139条 略

2及び3 略

(請願の審査報告)

第140条 略

2 略

(陳情書の処理)

第142条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第147条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第149条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議の妨げになるもの

を携帯してはならない。ただし、病
気その他の理由により会議への出席
に必要と認められる物であって議長
にあらかじめ届け出たものについて
は、この限りでない。

(資料等_____の配布許可)

第151条 議場又は委員会の会議室
において、資料等

_____を配布するときは、議長又は
委員長の許可を得なければならない
。

(議長の秩序保持権)

第152条 全て規律に関する問題
は、議長が定める。ただし、議長
は、必要があると認めるときは、討
論を用いないで会議に諮って決め
る。

(代理弁明)

第155条 議員は、自己に関する懲
罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委
員会で一身上の弁明をする場合にお
いて、議会又は委員会の同意を得た
ときは、他の議員をして代わって弁
明させることができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第160条の2 前条の協議等の場
については、大規模な災害等の発生等
又は重大な感染症のまん延、育児、介
護その他やむを得ない事由によ
り、その構成員が開会場所に参集
することが困難と認めるときは、オ
ンラインによる方法で協議等の場を
開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法そ
の他必要な事項は、委員会条例の例
による。

(電子情報処理組織による通知等)

第161条の2 議会又は議長若しく
は委員長 (以下この条及び次条第1
項において「議会等」という。)に

を携帯してはならない。ただし、病
気その他の理由により議長の許可を
得たときは

_____, この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第151条 議場又は委員会の会議室
において、資料、新聞紙、文書等の

印刷物を配布するときは、議長又は
委員長の許可を得なければならない
。

(議長の秩序保持権)

第152条 すべて規律に関する問題
は、議長が定める。ただし、議長
は、必要があると認めるときは、討
論を用いないで会議に諮って決め
る。

(代理弁明)

第155条 議員は、自己に関する懲
罰動議及び懲罰事犯の会議_____
_____で一身上の弁明をする場合にお
いて、議会_____の同意を得た
ときは、他の議員をして代わって弁
明させることができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第160条の2 招集権者は、災害の
発生、感染症のまん延防止等

_____, 育児、介
護その他やむを得ない事由によ
り、その構成員が協議等の場に参集
することが困難と認めるときは、オ
ンラインによる方法で協議等の場を
開くことができる。

対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字，図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし，当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については，当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして，当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第84条、第137条第1項及び第138条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情

がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第161条の3 この規則の規定（第28条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

令和7年（2025年）3月17日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員	宍戸 稔
〃	藤井 憲一郎
〃	新田 真一
〃	増田 誠宏
〃	中原 秀樹
〃	山田 真一郎
〃	國重 清隆
〃	細美 克浩

三次市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記規則（案）を次のとおり提出する。

発議第 3 号

三次市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）

三次市議会傍聴規則（平成 16 年三次市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ，プラカード，垂れ幕，たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し，又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，会議を妨害し，又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第 7 条に次の 2 項を加える。

- 2 議長は，必要と認めるときは，会議を傍聴しようとする者に対し，係員をして，前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は，前項の質問を受けた者がこれに応じないときは，その者の入場を禁止することができる。

第 8 条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し，又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は，電源を切り，又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，議場の秩序を乱し，会議を妨害し，又は他人

の迷惑となるような行為をしないこと。

第9条を次のように改める。

(写真の撮影，録音，録画，放送等の禁止)

第9条 傍聴人は，傍聴席において写真の撮影，録音，録画，放送等をしてはならない。ただし，特に議長の許可を得た者は，この限りでない。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

発議第3号

三次市議会傍聴規則の一部を改正する議会規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器その他危険な物を持っている者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(2) <u>引率者のいない12歳未満の者</u></p> <p>(3) <u>銃器その他危険なものを携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ビラ、プラカード、旗の類及び笛、太鼓、傘の類その他氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者</u></p>
<p>2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p>	
<p>3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u></p>	
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければな</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければな</p>

<p>らない。</p>	<p>らない。</p>
<p>(1) 静粛にすること。</p>	<p>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</p>	<p>(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</p>	<p>(3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p>
<p>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</p>	<p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</p>	<p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</p>
<p>(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</p>	<p>(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p>
<p>_____</p>	<p>(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)</p>
<p>第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p>	<p>第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>

令和7年（2025年）3月17日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 伊 藤 芳 則

〃 弓 掛 元

〃 藤 井 憲一郎

〃 徳 岡 真 紀

〃 中 原 秀 樹

〃 山 田 真一郎

核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を
果たすことを求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先
内閣総理大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長

発議第 4 号

核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を
果たすことを求める意見書（案）

日本被団協のノーベル平和賞のニュースは世界を駆けめぐり、「核兵器のない世界」を願うすべての人々に限りない励ましと勇気を与えた。昨年12月10日にノルウェー・オスロで開催された授賞式では、日本被団協代表委員の田中熙巳氏が「人類が核兵器で自滅することのないように、核兵器も戦争もない人間社会を求めて共に頑張ろう」と訴え、大きな感動と共感をよんだことは記憶に新しい。国連のグテレス事務総長も「被爆者の絶え間ない努力と強さは、世界の核軍縮運動の背骨となってきた」と称え、また、国連の中満泉事務次長は、日本被団協の受賞は「世界に対する強烈なパンチ」だと指摘した。

日本被団協をはじめ被爆者の方々の痛苦の叫びが、史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約の制定にもつながったが、日本政府は、今回のニューヨークの国連本部で開かれる核兵器禁止条約第3回締約国会議もオブザーバー参加を見送っている。

今も続くロシアのウクライナに対する軍事侵攻下では、ロシアは核威嚇をくりかえし、アメリカや他の核保有国も「核抑止力」の強化をすすめるなど、核使用の「瀬戸際」とも言われる危機的な状況がある。核保有国とその「核抑止力」に依存する国はいまこそ、人類を破局の危機から引き戻す行動に踏み出すべきである。核をめぐるこのような情勢だからこそ、日本政府は被爆者の言葉に真摯に耳をかたむけ、唯一の戦争被爆国としての役割を発揮すべく核兵器禁止条約に一刻も早く参加（署名・批准）すべきである。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること
- 2 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）3月17日

三次市議会

令和7年（2025年）3月17日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 重 信 好 範

〃 新 田 真 一

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 増 田 誠 宏

〃 國 重 清 隆

〃 片 岡 宏 文

高額療養費制度の見直しに当たって、慎重な議論が行われることを
求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先
内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

発議第 5 号

高額療養費制度の見直しに当たって、慎重な議論が行われることを
求める意見書（案）

政府は、高齢化の進展や医療の高度化、高額薬剤の開発・普及等により高額医療費の総額が年々増加していること、現役世代を中心に保険料負担が増加傾向にあることから、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るとして、負担能力に応じた負担を求める高額療養費制度の自己負担限度額（月額）の見直しや所得区分に応じた制度設計とする観点からの所得区分の細分化を行うことを決定した。

これに対し、がんや難病の患者団体は、「高額療養費制度の直近 3 兆円弱の支出が 2 兆円強程度にまで縮小する財政効果を謳うが、逆にこれは、制度の持つセーフティネット機能が大きく縮小することを意味し、さらに、受診抑制や重症化等、負の波及効果が生じる危険もある」「利用者の負担増はもとより、いままで限度額に届いていたが今後届かなくなる方が生まれ、結果、制度の保護から外れ、3 割負担で高額な医療費の支払いを続けざるを得なくなる方、特に引き上げの大きい、治療と仕事を両立しようとする現役世代で多く発生する可能性がある」との声明を公表している。

また、がん関連学会も、専門的な立場から「受診控えにつながり、患者の予後改善に悪影響を及ぼす可能性がある」と強調する。

高額療養費制度は、病気やケガによる医療費の負担によって貧困に陥ることがないように、患者やその家族の生活の安定を目的とする制度であり、社会を安定させるための大きな役割を担ってきた。

政府が高齢化や高額薬剤の普及等によって年々増加する医療費に対して、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行うとすることは理解できるものの、制度を見直した結果として、治療を諦めざるを得ないようなことはあってはならない。

よって、政府においては、高額療養費制度の見直しに当たっては、当事者や利用者も参画した審議の場において、セーフティネットとしての制度の維持継続のための慎重な議論を行われるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）3月17日

三次市議会